

広告物全般

Q1 何が屋外広告物になりますか？

屋外広告物の定義は、屋外広告物法[※]において定められており、「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」で、看板や立て看板、ポスター、広告塔のほか、建築物の壁面に掲出されているものをいいます。

内容としては、文字、商標、シンボルマーク、写真、絵画等のほか、企業等のコーポレートカラーなどイメージを喚起させるものも屋外広告物に含まれます。

また、営利を目的としないもの（例：「立入禁止」、「P（駐車場マーク）」）であっても屋外広告物となりますので注意してください。

Q2 表示内容が未定のため、表示面が白地の屋外広告物を表示する場合、手続は必要ですか？

白地の場合も屋外広告物に該当するため、手続が必要となります。

Q3 こいのぼりや門松、クリスマスツリーは屋外広告物になりますか？

一般的に屋外広告物にはなりません。

ただし、これらのものに企業名や商品名等一定の文字情報等が入る場合は、屋外広告物に該当することになります。

Q4 建物等のライトアップやイルミネーションによる照明は屋外広告物になりますか？

建物等を照らすためのライトアップやイルミネーション等の照明器具の設置だけであれば、屋外広告物にはなりません。

ただし、照明等を利用して一定の文字情報等を発信する場合や看板等を照らすための照明器具の場合は、屋外広告物に該当することがあります。

Q5 写真や絵画等の芸術作品を屋外に展示したいのですが、屋外広告物になりますか？

屋外に展示する写真や絵画等は、一定の観念、イメージを伝達することを目的として「公衆に表示」されるものである場合には、屋外広告物に該当します。

原則、条例の基準に適合させる必要がありますが、展示目的が自己の事業と関連性がなく、「公共性」や「文化振興性」があると認められれば、許可不要となる場合もあります。

Q6 祭りで設置する看板は、許可が必要になりますか？

祭礼や伝統的な行事のために設置するものは、公衆に表示されているものとして、屋外広告物の定義には該当しますが、条例において許可の対象とはしていないので、手続等は不要です。

※ 屋外広告物法 第2条

Q7 毎日、数時間のみ出す看板は、許可を取らないといけないのですか？

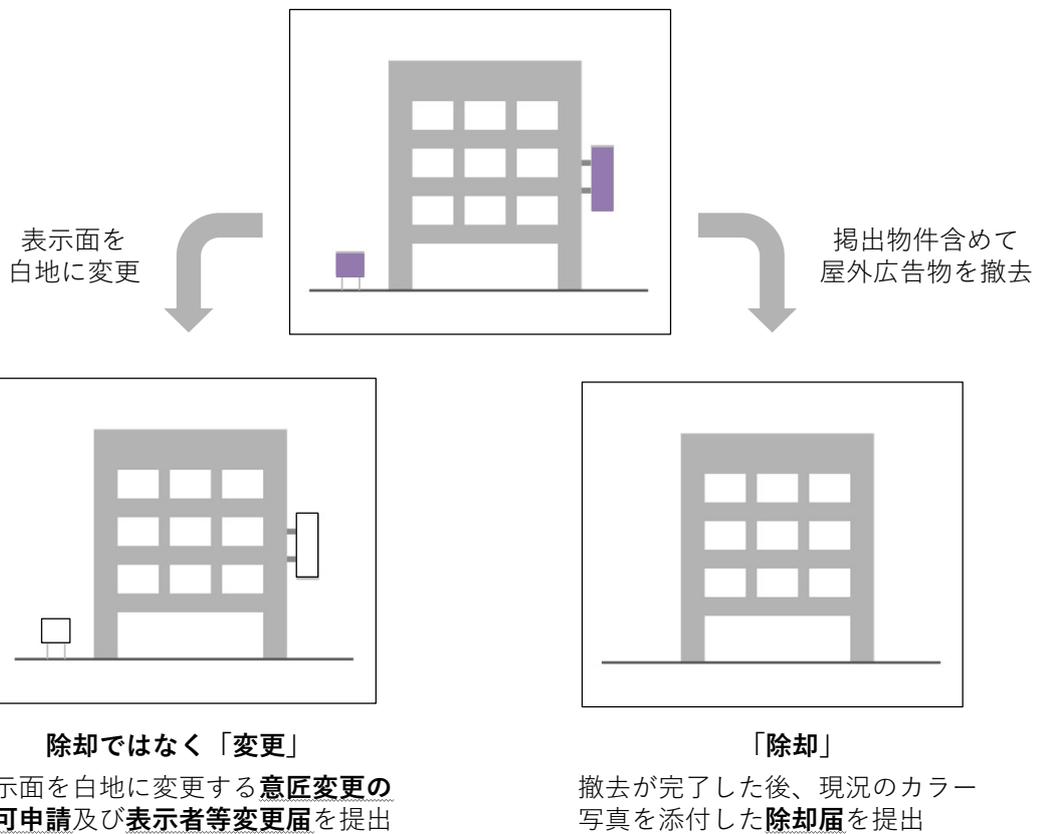
1日のうち、数時間だけ出される看板であっても、屋外広告物として許可が必要となります。

Q8 賃貸ビルを退去するため、看板を白地にしました。これは除却になりますか？

白地の場合も屋外広告物に該当します。よって、除却にはなりません。屋外広告物の表示をやめるときは、屋外広告物及びその掲出物件を除却しなければなりません。

下図で示すように、掲出物件が残っている状態では、屋外広告物を除却したことにはなりませんので注意してください。

なお、賃貸ビル等で、家主の意向で掲出物件を残す場合には、家主による表示者等変更届を提出し、当該掲出物件に対する権利及び責任の所在を変更していただく必要があります。この場合、許可期間満了後も引き続き掲出物件を残す場合は、家主が継続の申請を行い、許可を受けなければなりません。



Q9 壁や扉等がなく、歩道等から直接建物内へ誘導する通路やオープンスペース等を有する場合、当該スペースに表示する広告物は屋外広告物になりますか？

個別に判断が必要となりますが、当該表示内容が建物利用者だけでなく、公衆に向けて表示されると判断される場合は、屋外広告物に該当します。

Q10 数年前に自社の看板を設置しましたが、当時申請をしていません。今からでも許可申請できますか？

位置、規模、形態及び意匠等の許可基準に適合しており、安全上問題がなければ、既設置の屋外広告物についても許可は可能です。**速やかに許可申請の手続きを行ってください。**
許可基準に適合していない場合は、適合するような改修を計画し、申請していただくことになります。

Q11 複数店舗が入る集合ビルに他店舗の看板が表示されています。新規出店で看板の表示を計画していますが、自店舗が表示する看板の面積が合計2㎡以下の場合、許可申請は不要ですか？

同一区画内における屋外広告物の総面積が2㎡を超える場合は、許可申請が必要です。したがって、同一建物に他社の屋外広告物が既に表示されている場合は、既存の屋外広告物の面積を合算の上、申請の可否を確認してください。

なお、既存の屋外広告物が2㎡以下で申請不要だったものが、今回新規で表示することにより、総面積が2㎡を超える場合は、新規の屋外広告物のほか、既存の屋外広告物も申請が必要になります。

Q12 屋外広告物の表示を計画しています。規制内容を確認できますか？

各規制区域における許可基準概要図等を京都市ホームページに掲載しています。
表示する場所がどの規制区域に入っているかを確認していただき、該当地域の許可基準概要図等を確認してください。

京都市 広告 許可基準概要図等



Q13 車両等に表示する屋外広告物の規制はありますか？

車両等にも規制があります。

次の車両等に該当するものについては、規制の対象となります。

- ①鉄道車両、路面電車等で、その路線が京都市内にあるもの
- ②路線バス、定期観光バス、高速バス等(道路運送車両法上の一般乗合旅客自動車)で、その路線が京都市内にあるもの
- ③貨物トラック、商用車、貸切バス、タクシー、一般自家用車等(②の一般乗合旅客自動車以外の自動車)で、その使用の本拠の位置が京都市内にあるもの

なお、これらに表示する広告(自家用屋外広告物等の一定の広告を除く。)の合計面積が3.7㎡を超える場合は、許可申請が必要となります。

また、車両全体のラッピング広告等、広告の合計面積が15㎡を超える大面積の広告等については、原則許可できませんが、一定の条件を満たせば、特例的に許可することができます。詳細は、「車体広告に関する手引」を確認してください。

京都市 車体広告に関する手引



Q14 屋外広告物の許可申請以外に、必要な手続や確認事項はありますか？

屋外広告物の形態や規模によっては、屋外広告物申請のほかに、他の法令による手続等が必要となる場合があります。詳細は、「許可申請の手引」「1（5）関連手続」を確認してください。

- ① 道路上空に突出する広告物の場合は、道路法に基づく占用手続が必要となります。
(窓口：表示場所所轄の土木みどり事務所又は京都国道事務所)
- ② 高さ4 mを超える広告塔や広告板は、建築基準法に基づく工作物確認の手続が必要となります。
なお、垂れ幕や下地となる掲出物等も工作物確認が必要な場合があります。
(窓口：建築審査課、又は指定確認検査機関)
- ③ 防火地域内で高さ3 mを超える広告物は、主要部分を不燃材料で造るか又は不燃材料で覆う必要があります。
(窓口：建築審査課)
- ④ 広告物の表示に伴い建物の外観意匠を変更等する場合は、景観地区又は風致地区における認定又は許可手続が必要となる場合があります。
(窓口：景観政策課又は風致保全課)
地域景観づくり協議会地区に入っている場合は、協議会との意見交換が必要となります。
(窓口：景観政策課)

京都市 屋外広告物許可申請の手引



Q15 電柱に屋外広告物を表示したいのですが、どのような手続が必要ですか？

電柱は、屋外広告物の表示を禁止している物件のため、原則的に屋外広告物を表示することができません（国や地方公共団体が公共目的で表示するもの等は除く。）。

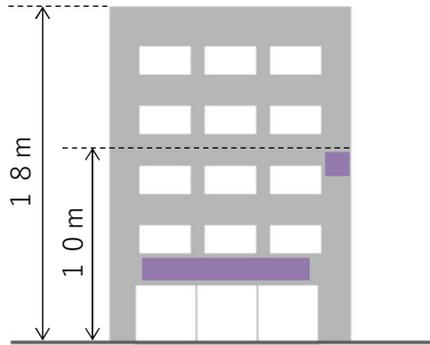
電柱のほか、主な禁止物件は次のとおりです。

重要文化財、トンネル、橋、植樹帯(樹木)、中央帯、道路附属物（歩道柵、街灯）、景観重要樹木、歴史的意匠建造物、変圧器、公衆電話、郵便ポスト、公衆便所、公衆ゴミ箱、アーケード支柱、擁壁、煙突、電波塔、高架水槽、彫像、観覧車、電線、歩道橋、信号機、標識 など

高さ規制

Q16 規制高さ10m（第4種）、建物高さ18mの陸屋根の場合、屋外広告物を表示できる高さは、何mまでですか？

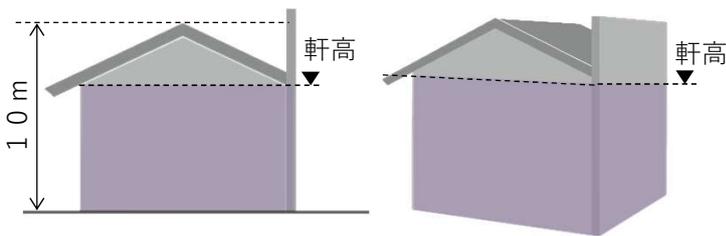
表示できる高さは、以下のとおり10mまでです。



第4種の基準の高さA : 10m
 建物高さの2/3の高さB : 12m (18m×2/3)
 ⇒ A (10m) < B (12m)
 よって、規制高さは10m

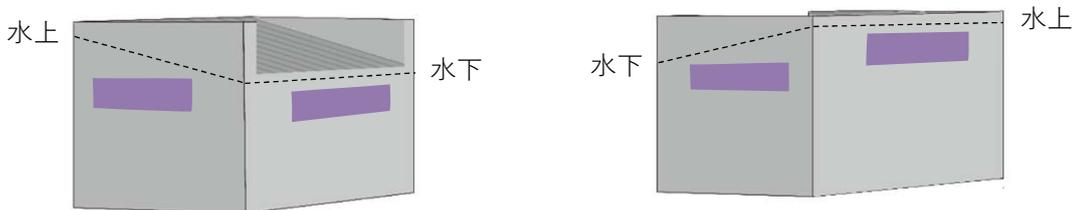
Q17 規制高さ15m、建物高さ10mの看板建築の場合、屋外広告物を表示できる高さは何mまでですか？

表示できる高さは、軒高までです。
 看板建築の場合でも、軒高を超える屋外広告物の表示はできません。

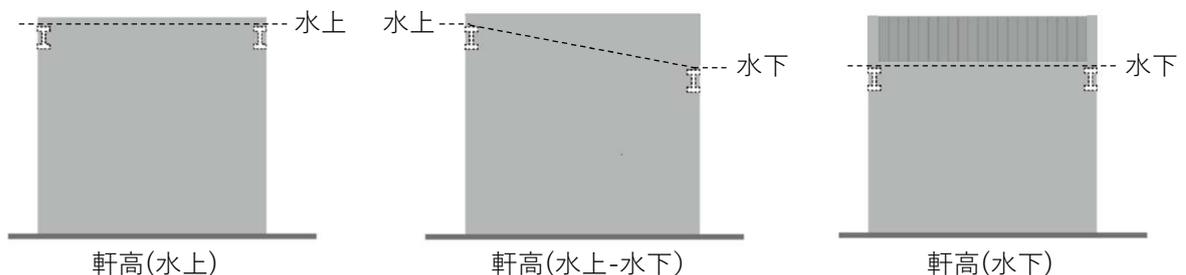


看板建築とは
 ・昭和初期に登場した独特の建築様式
 ・建物正面の外壁に意匠を施し、屋根の位置程度まで壁を立ち上げているもの
 ・低層和風建物を洋風に見せる等、外観に配慮して造られたものであり、町家の店舗併用住宅によくみられる。

Q18 軒高が図のように、水上と水下と2つの高さがある場合、軒高は水上と考えてよいですか？



軒高は、各立面で異なります。
 水上面は水上の高さ、水下面は水下の高さ、水上・水下の両面がある面は、水上と水下を繋げたラインが軒高となります。各立面において、各々の軒高を超える屋外広告物の表示はできません。



Q19

「京都市眺望景観創生条例」に基づく眺望空間保全区域※において、表示したい屋外広告物の高さは、当該条例に規定する「標高規制ライン」を超えています。屋外広告物の条例における高さ規制に適合しています。表示は可能ですか？

表示できません。

眺望空間保全区域における屋外広告物の高さの規制は、「4章 条例による規制」「2 高さの規制」に加え、京都市眺望景観創生条例で規定する標高規制ライン以下とする必要があります。

なお、表示したい既存の建築物等が標高規制ラインを超えている（既存不適格建築物）場合においても、屋外広告物を表示できる高さは、標高規制ライン高さ以下となります。詳細は、景観政策課に確認してください。

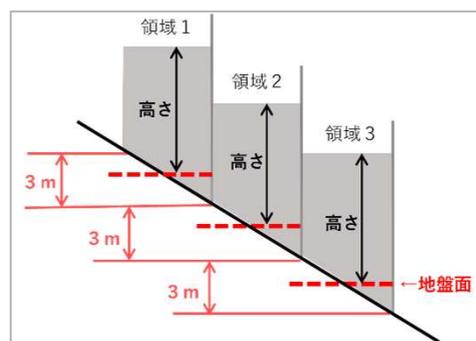
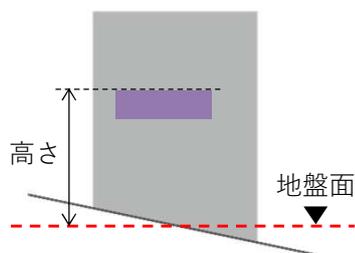
京都市 眺望空間保全区域 標高規制ライン

**Q20**

敷地に高低差があります。屋外広告物の高さはどこを基準に考えますか？

屋外広告物の高さは、「地盤面」からの高さになります。

地盤面とは、屋外広告物が定着する建築物等が地面と接する位置の平均の高さにおける水平面であり、その接する位置の高低差が3 mを超える場合は、その高低差3 mごとの平均高さにおける水平面となります。



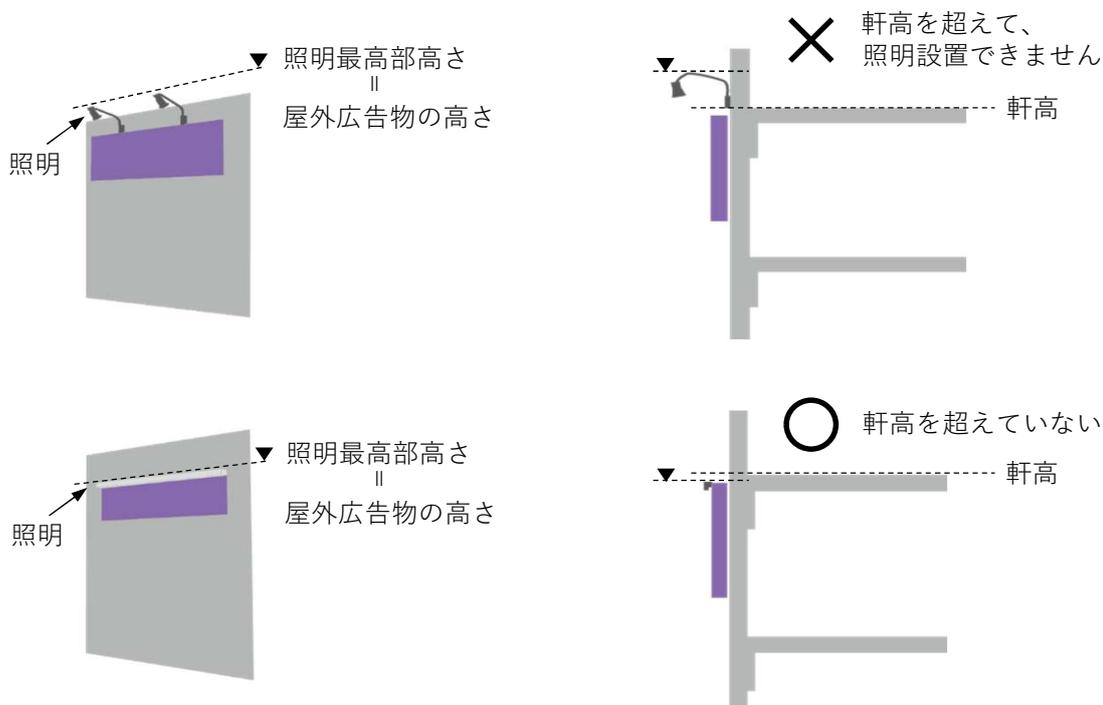
区画の形状が複雑で既存建築物等の図面がなく、地盤面が不明等の場合は、窓口で相談してください。

※ 眺望空間保全区域：視点場から視対象への眺望を遮らないように建築物等が超えてはならない標高を定める区域。

Q21 照明器具付き屋外広告物の高さは照明器具込みの高さとなりますか？

照明器具込みの高さとなります。

したがって、屋外広告物を照らす照明の場合、照明も屋外広告物に該当するため、高さの規制も適用されます。



Q22 特別規制地区において、高さ規制の緩和措置※（切り文字広告）は適用できますか？

特別規制地区の景観整備計画において、緩和措置の規定がないため、適用できません。
ただし、木屋町特別規制地区を除きます。

Q23 高さ規制の緩和措置（切り文字広告）で、事業者名とビル名など複数の名称を表示することは可能ですか？

緩和措置であるため、必要最小限の表示としており、原則1名称のみの表示としています。
規制高さ以下の位置に表示してください。

Q24 集合ビルに複数のテナントが入っている場合、高さ規制の緩和措置（切り文字広告）で複数のテナント名を表示することは可能ですか？

緩和措置であるため、必要最小限の表示としており、原則1名称のみの表示としています。
当該建物の名称は1つであるため、各テナント名の複数表示はできません。表示する場合は当該区域の規制高さ以下の位置に表示してください。

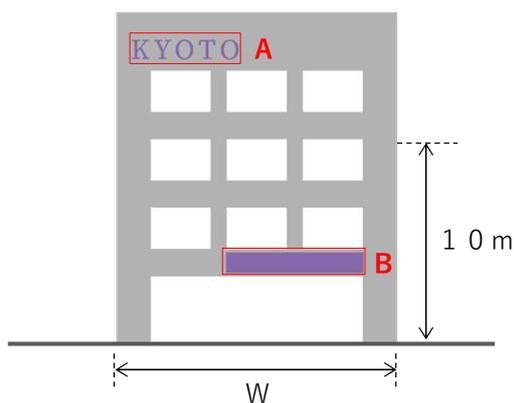
※ 詳細は、「4章 条例による規制」「2 高さの規制」を参照してください。

Q25 高さ規制の緩和措置で切り文字広告を表示する場合、総面積や表示率はどう算定しますか？

切り文字広告の面積は、外接の長方形の面積で算定して、1 広告物とします。



また、1 立面面積における総面積、表示率にも計上します。基準に適合する計画としてください。



(例) [第4種]

- ・規制高さ 10 m
- ・総面積 20 m²以内
- ・表示率 20%以下

【総面積】

切り文字広告の面積 (A) を含めて算定
 $A + B \leq 20 \text{ m}^2$

【表示率】

$(A + B) / (\text{高さ} 10 \times \text{幅} W) \times 100 \leq 20\%$

Q26 高さ規制の緩和措置（切り文字広告）の色彩基準は、Y、Y R彩度10以下、その他の色相は彩度8以下となっていますが、どの規制区域でもその基準に適合すれば、表示できますか？

色彩基準は当該規制区域の基準に適合、かつ通常文字については、Y、Y R彩度10以下、その他の色相は彩度8以下の色彩となります。ロゴマーク等を含む場合には、当該区域の色彩基準にも適合する計画としてください。

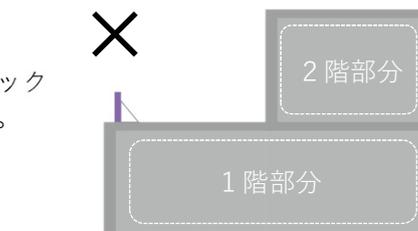
切り文字緩和においても、規制対象色の使用可能面積の規制は適用されます。

Q27 2階建ての建物で2階部分がセットバックしている場合、1階にひさし看板の設置は可能ですか？

2階がセットバックしている場合は、1階はひさしではなく、屋根に該当します。

その場合は屋上看板となり、設置できません。

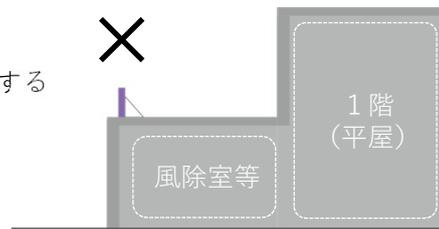
階数が2以上の建築物の部分がセットバックしている場合、屋上看板扱いになります。



Q28 階高の高い平屋（1階）建ての建物において、風除室等のひさしにひさし看板は設置できますか？

ひさし看板は、階数が2以上ある建築物の1階屋根、軒又はひさしに設置するものであるため、平屋建ての建物のひさしには設置できません。

平屋（1階）建ての風除室の上部に設置する
広告物は、屋上看板扱いになります。



Q29 京町家を改修し、新たに店舗を計画しているのですが、既存のガス灯がひさしの上に設置されています。風情があるため、そのまま活用して、店舗名を表示することはできますか？

ひさし看板として扱うため、「4章 条例による規制」「2 高さの規制」における、緩和措置の「ひさし看板」に記載の一定要件を満たしているものであれば、表示可能です。

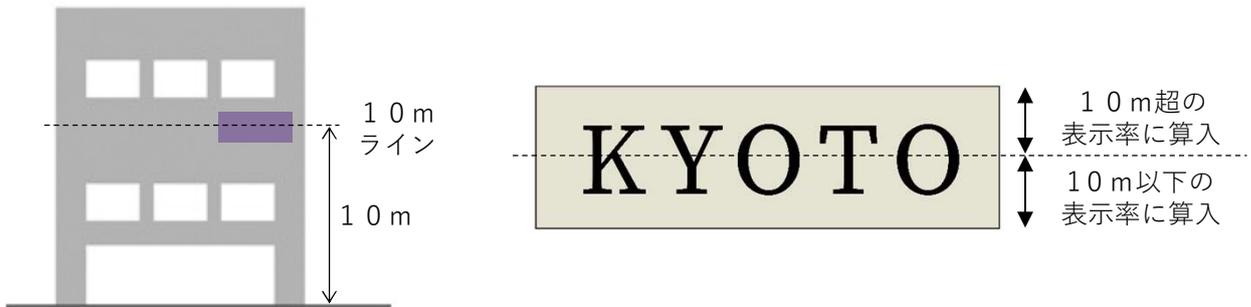
ただし、ガス灯型屋外広告物の場合、上記記載の「ひさし看板」の一定要件（主な基準）のうち、②と⑤と⑧については、適合させる必要はありません。



面積規制

Q30 10mのラインをまたぐ屋外広告物がある場合、表示率はどう算定しますか？

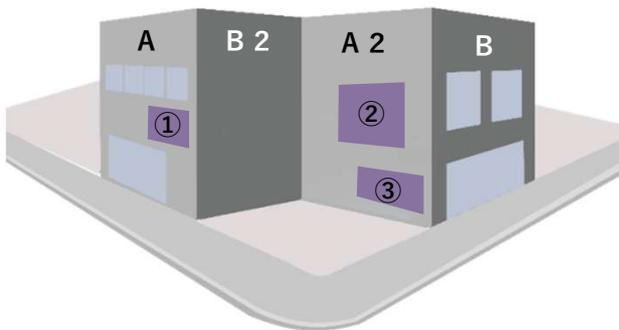
10mのラインにまたがっている屋外広告物は、10mより上にある範囲（10m超）の面積と10mより下の範囲（10m以下）の面積に分けて、それぞれの表示率を算定します。



Q31 雁行型の建物又は同一方向の壁面の一部が後退している建物の場合、同一方向の壁面は、見付面積で1立面の面積になりますか？

同一建築物の同方向の壁面であっても、一体に見えない場合は、それぞれの壁面ごとに総面積、表示率を算定します。なお、後退距離等の具体的な数値は定めていません。

一体と見える立面かどうかは、周辺や立地状況等から総合的に判断するため、複雑な形状の建物に表示する場合は、事前に窓口で相談してください。

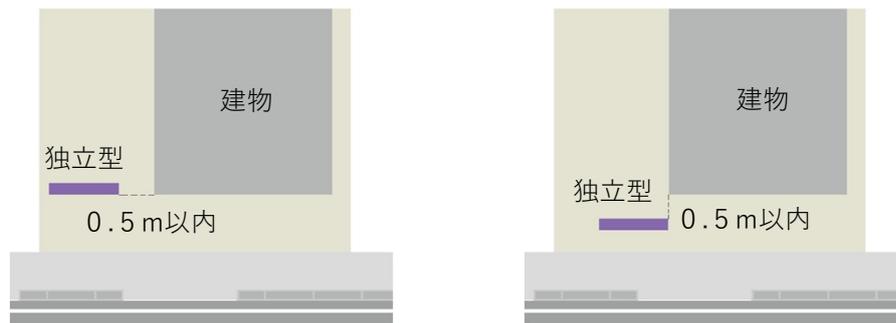


立面AとA2（立面BとB2）を別立面と判断した場合は、各立面で総面積や表示率を算定します

- ・ 広告物①は、立面Aで算定
- ・ 広告物②と③は、立面A2で算定

Q32 建物と独立型屋外広告物との距離が0.5m以内というのは、建物の壁と屋外広告物の表示面との間のどのような距離になりますか？

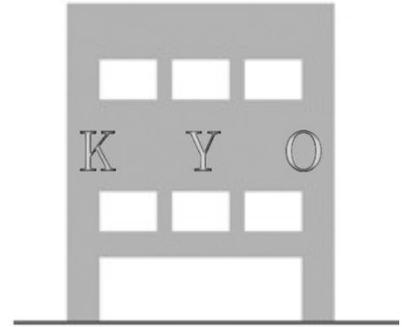
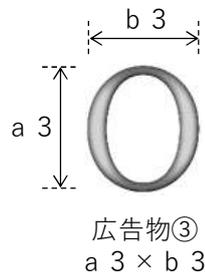
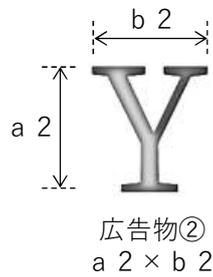
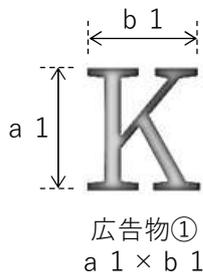
以下の図のように、建物壁面から一番近い独立型屋外広告物の表示面の先端までの距離になります。当該距離が0.5m以内の場合は、独立型の面積を含めて、定着型における1立面の総面積、表示率を算定します。



(配置図)

Q33 以下の図のような切り文字の場合、面積はどのように算定しますか？

基本的には、文字等の列又は集団の部分全体の面積で算定しますが、下図のように文字等を相当な間隔を空けて表示する場合には、それぞれの文字等の部分の面積の合計（広告物①の面積+広告物②の面積+広告物③の面積）で算定して、一つの広告物とします。



Q34 広告塔が長方形でなくオブジェのように不整形の場合、面積はどのように算定しますか？

基本的には、外接する長方形の面積で算定します。

ただし、不整形で外接する長方形では算定しにくい場合には、窓口で相談してください。

その他

Q35 突出型屋外広告物を以下の図のように、側面から支持する方法を計画しています。規制上問題はないですか？

側面（壁面）からはみ出し広告となる場合には、設置できません。

突出型を設置する場合は、右側の図のように正面の壁面から支持する方法で計画してください。



Q36 掲出物件にもコーポレートカラーを使用したいのですが、無彩色やこげ茶、クリーム色等の色以外を使用することは可能ですか？

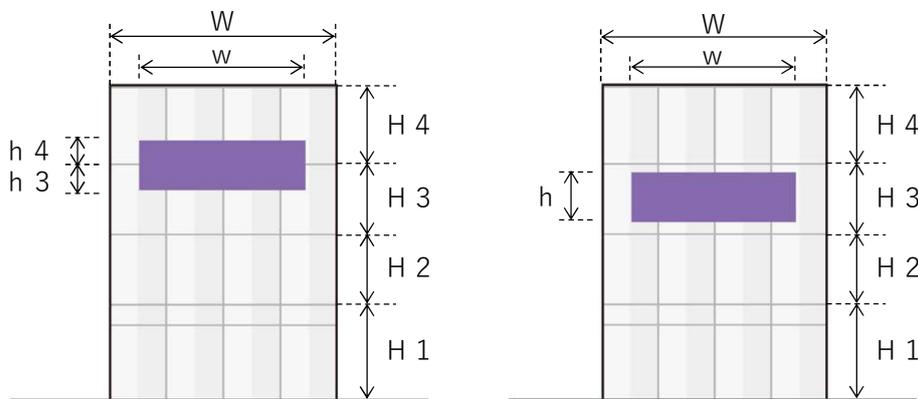
掲出物件にコーポレートカラーを使用する場合は、掲出物件も含めてすべてが屋外広告物の表示面となります。そのため、色彩基準に適合する計画にしてください。また、色彩基準のほか、総面積や表示率の基準にも適合する必要があります。詳しくは、窓口で相談してください。

Q37 カーテンウォールに屋外広告物の表示を計画しています。カーテンウォールの場合、開口部に関する規制は適用されますか？

カーテンウォールも開口部に該当するため、「4章 条例による規制」「4 形態等の規制」における、開口部に関する規制が適用されます。

すべての階で連続したガラスのカーテンウォールである場合は、「開口部と壁面にまたがる屋外広告物」には該当しませんが、「開口部における表示割合※」には適合する必要があります。当該建物の各階のフロアラインを確認し、適切な表示割合となるよう計画してください。

また、当該規制区域における総面積、表示率等にも適合する必要がありますので、各規制区域の基準を事前に確認の上、適合するよう計画してください。



(算定方法)
 3階部分
 $(h_3 \times w) / (H_3 \times W) \leq 30\%$
 4階部分
 $(h_4 \times w) / (H_4 \times W) \leq 30\%$

(算定方法)
 3階部分
 $(h \times w) / (H_3 \times W) \leq 30\%$

〔誤った計算方法〕 2階以上の部分全てで算定
 $(h \times w) / \{ (H_2 + H_3 + H_4) \times W \} \leq 30\%$

※ 開口部における表示割合は、各階の開口部における割合ですが、規制区域の表示率は、10m超と10m以下での表示面積の割合となっており、算定方法が異なります。

Q38 プロジェクションマッピングによる照明は屋外広告物となりますか？

プロジェクションマッピングは、映像による一定のイメージを与えるため、公衆に表示する場合には屋外広告物に該当します。

また、常時表示の内容を変えることができるため、可変表示式屋外広告物に該当します。

したがって、屋外でプロジェクションマッピングを計画する場合は、「4章 条例による規制」「6 可変表示式屋外広告物の規制」に適合する計画としてください。

Q39 特定屋内広告物あれば、可変表示式屋外広告物の設置はできますか？

屋外広告物と同様、可変表示式屋外広告物を禁止している規制区域においては、原則設置できません。また、色彩についても屋外と同様であり、可変表示部分はすべて規制対象色とみなします。そのため、「4章 条例による規制」「6 可変表示式屋外広告物の規制」に適合するほか、同章「5 色彩・意匠等の規制」に適合する計画でなければ設置できません。

Q40 特定屋内広告物において、高さの規制はありますか？

特定屋内広告物については、高さの規制は定めていませんが、京都市の良好な景観創出のため、特定屋内広告物であっても屋外広告物同様の高さ規制を遵守いただくようお願いします。

Q41 看板のデザインや設置方法に関する相談をしたいのですが、どこに相談すればよいですか？

京都市及び京都府下に事業所を有する屋外広告業者の団体として、京都府広告美術協同組合があります。

京都府広告美術協同組合

住所 京都市中京区壬生西土居ノ内町20番地5 ホンダビル3階

TEL (075) 313-0800 FAX (075) 313-0810

京の看板プロ



